

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

償却資産税の申告

Q : 当社では、今まで機械設備、その他備品などを所有していませんでしたが、昨年12月に機械を購入しました。機械にも固定資産税がかかるそうですが、本当でしょうか。

A : 機械は「償却資産」として固定資産税の対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産の状況をその年の1月31日までに市町村長に申告しなければならないことになっています。

【解説】

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、おおむね次の要件を満たす資産をいいます。

- (1) 税務会計上減価償却の対象となるべき資産
原則として、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が20万円以上のもの。
- (2) 1月1日現在事業の用に供することができる資産

したがって、次に掲げる資産でも、この要件を満たすものは課税の対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていないもの
- ③ 簿外資産、償却済資産、遊休資産、未稼働資産

償却資産にかかる固定資産税の税額は、一定の方法により計算した課税標準額の1.4%とされています。

ただし、課税標準額が150万円未満である場合には、固定資産税は課税されません。

